

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、予防接種関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	【事務の概要】 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告等の事務を行う。 また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の記録、管理 ③健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給
③システムの名称	健康管理システム（予防接種事業）、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口市健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口市山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口市健康福祉部健康増進課 〒753-0079 山口市山口市糸米二丁目6番6号 電話 083-921-2666

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	課長 徳本 弘幸	健康増進課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_②事務の概要	予防接種補に基づき、……	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、…	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報_3. 個人番号の利用_法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項	番号法第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19	番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項	事後	
令和2年12月15日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月15日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	評価書名	予防接種法関係事務 基礎項目評価書	予防接種関係事務 基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	山口市は、予防接種法関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	山口市は、予防接種関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和3年6月30日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_① 事務の名称	予防接種法関係事務	予防接種関係事務	事後	
令和3年6月30日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、115の2の項	事後	
令和3年6月30日	II しきい値判断項目_1. 対象人数_いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月30日	II しきい値判断項目_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	